

身障デイ(長崎市)

日中一時支援事業 (デイサービス型) 1日当りの料金表 (長崎市在住利用者)

(長崎市) 日中一時 (支援デイサービス型)

平成30年4月1日現在

障害区分	障害種別	基本料金 (1回につき)	入浴 (1回につき)	送迎 (往復1回につき)	基本サービス 利用者負担額 1日当り (1割)	利用者負担区分	食事提供 個人負担額 (1回につき)	食材料費 (1回につき)	利用者負担合計額 1日当り
区分1	身体	6,310円	400	1,080円	0円	生活保護	0円	200円	200円
					779円	低所得1	42円		1,021円
					779円	低所得2	42円		1,021円
					779円	一般	100円		1,079円
区分2	身体	5,740円	400	1,080円	0円	生活保護	0円	200円	200円
					722円	低所得1	42円		964円
					722円	低所得2	42円		964円
					722円	一般	100円		1,022円
区分3	身体	5,160円	400	1,080円	0円	生活保護	0円	200円	200円
					664円	低所得1	42円		906円
					664円	低所得2	42円		906円
					664円	一般	100円		964円

※ 1ヶ月の利用料の合計額が受給者証に記載された利用者負担上限額を超えた場合、超えた額については支払う必要はありません。

※ 「おむつ代」は実費、また「創作活動」・「レクリエーション活動」にかかる材料費は実費となります。

※ 通常の送迎の実施地域外の送迎につきましては、実施地域を越えた地点から要した費用の実費をお支払いいただきます。

※ 上記利用料金表については、法改正・経済的状況の著しい変化等により、相当な額に変更する場合がありますので、時津荘担当職員へご確認下さい。

身障デイ(時津町)

日中一時支援事業（デイサービス型） 1日当りの料金表（時津町在住利用者）

（時津町） 日中一時（支援デイサービス型）

平成30年4月1日現在

障害区分	障害種別	基本料金 (1回につき)	入浴 (1回につき)	送迎 (往復1回につき)	基本サービス 利用者負担額 1日当り(1割)	利用者負担区分	食事の提供に要する費用 (食材料費込) 1回につき	利用者負担額
								1日当り
区分1	身体	4,910円	400	1,080円	639円	生活保護	300円	300円
区分2						低所得1	300円	939円
区分3						低所得2	300円	939円
						一般	300円	939円

※ 1ヶ月の利用料の合計額が受給者証に記載された利用者負担上限額を超えた場合、超えた額については支払う必要はありません。

※ 「おむつ代」は実費、また「創作活動」・「レクリエーション活動」にかかる材料費は実費となります。

※ 上記利用料金表については、法改正・経済的状況の著しい変化等により、相当な額に変更する場合がありますので、時津荘担当職員へご確認下さい。

身障デイ(長与町)

日中一時支援事業（デイサービス型） 1日当りの料金表（長与町在住利用者）

（長与町） 日中一時（支援デイサービス型）

平成30年4月1日現在

障害区分	障害種別	基本料金 (1回につき)	送迎 (往復1回につき)		基本サービス 利用者負担額 1日当り(1割)	利用者負担区分	食事提供 個人負担額 (1回につき)	食材料費 (1回につき)	利用者負担合計額 1日当り
区分1	身体	4,910円	1,080円		0円	生活保護	0円	200円	200円
					599円	低所得1	42円		841円
					599円	低所得2	42円		841円
					599円	一般	100円		899円
区分2			1,080円		599円	0円	生活保護	0円	200円
						599円	低所得1	42円	841円
						599円	低所得2	42円	841円
						599円	一般	100円	899円
区分3			1,080円		599円	0円	生活保護	0円	200円
						599円	低所得1	42円	841円
						599円	低所得2	42円	841円
						599円	一般	100円	899円

※ 1ヶ月の利用料の合計額が受給者証に記載された利用者負担上限額を超えた場合、超えた額については支払う必要はありません。

※ 「おむつ代」は実費、また「創作活動」・「レクリエーション活動」にかかる材料費は実費となります。

※ 通常の送迎の実施地域外の送迎につきましては、実施地域を越えた地点から要した費用の実費をお支払いいただきます。

※ 上記利用料金表については、法改正・経済的状況の著しい変化等により、相当な額に変更する場合がありますので、時津荘担当職員へご確認下さい。